

島根県暴力団排除条例

(平成22年12月24日公布 平成23年4月1日施行)

協力しない!



利用しない!



交際しない!



- 第1章 総則
- 第2章 暴力団排除に関する基本的施策等
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置
- 第4章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等
- 第5章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止等
- 第6章 不動産の譲渡等しようとする者の講ずべき措置等
- 第7章 祭礼等からの暴力団排除
- 第8章 義務違反者に対する措置等
- 第9章 雑則
- 第10章 罰則

県が行う主な施策



民事訴訟費用・その他の支援(情報提供、助言・指導など)

暴力団事務所の使用の差止め請求、暴力団員等による被害に係る損害賠償の請求等の訴訟について島根県暴力追放県民センターが行う訴訟費用の貸付けに対し、財政的支援を行います。

県の事務事業からの暴力団排除

県が実施する公共工事その他の事務事業の入札に暴力団員等を参加させないようにすると共に、県が契約している相手方が暴力団員から違法若しくは不当な要求等を受けたときは、県に報告・警察に通報すること等で県の事務又は事業から暴力団を排除します。

警察による保護措置

暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、資機材の貸付け、緊急通報装置の設置、警察官等の警戒などの必要な措置を講じます。

新たな暴力団事務所の進出阻止対策

青少年の暴力団加入防止・犯罪被害防止のために

学校等の教育施設の周囲**200メートル以内**において新たに暴力団事務所を開設・運営することを禁止します。

～主な教育施設～

学校、公民館、図書館、博物館、児童相談所などです。

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



200m以内禁止



事務所



不動産の譲渡等に携わる方にお願ひです

- ① 暴力団事務所に使用しないことを確認しましょう
- ② 契約書面に暴力団排除条項をいれましょう
- ③ 暴力団事務所としての使用が判明した場合、速やかに契約を解除又は買い戻しましょう



※暴力団事務所に使用されることを知って譲渡等をした場合・・・

調査・勧告・公表の対象になります

資金獲得活動の規制

暴力団の威力を利用する目的で金品等を渡してはいけません

暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に金品などを渡すことを禁止します。但し、被害者の立場の方等については規制対象外になります。
※事例 飲食店・性風俗に対する縄張り代、みかじめ料など

**暴力団の活動又は運営に協力する目的で
相当の対償のない金品等を渡すことはいけません**

※事例 暴力団から一本百円のミネラルウォーターを千円で購入する等

違反した場合・・・調査・勧告・公表の対象になります

暴力団であることを知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する目的で金品等を渡してはいけません。



祭礼等からの暴力団排除

お祭り、花火大会、イベント等の主催者等をお願いします

1. 暴力団を利用してはいけません
2. 暴力団員を運営に関与させることはいけません
3. 暴力団員であることを知った上で露店を出させてはいけません

違反した場合・・・調査・勧告・公表の対象になります

暴力団排除！



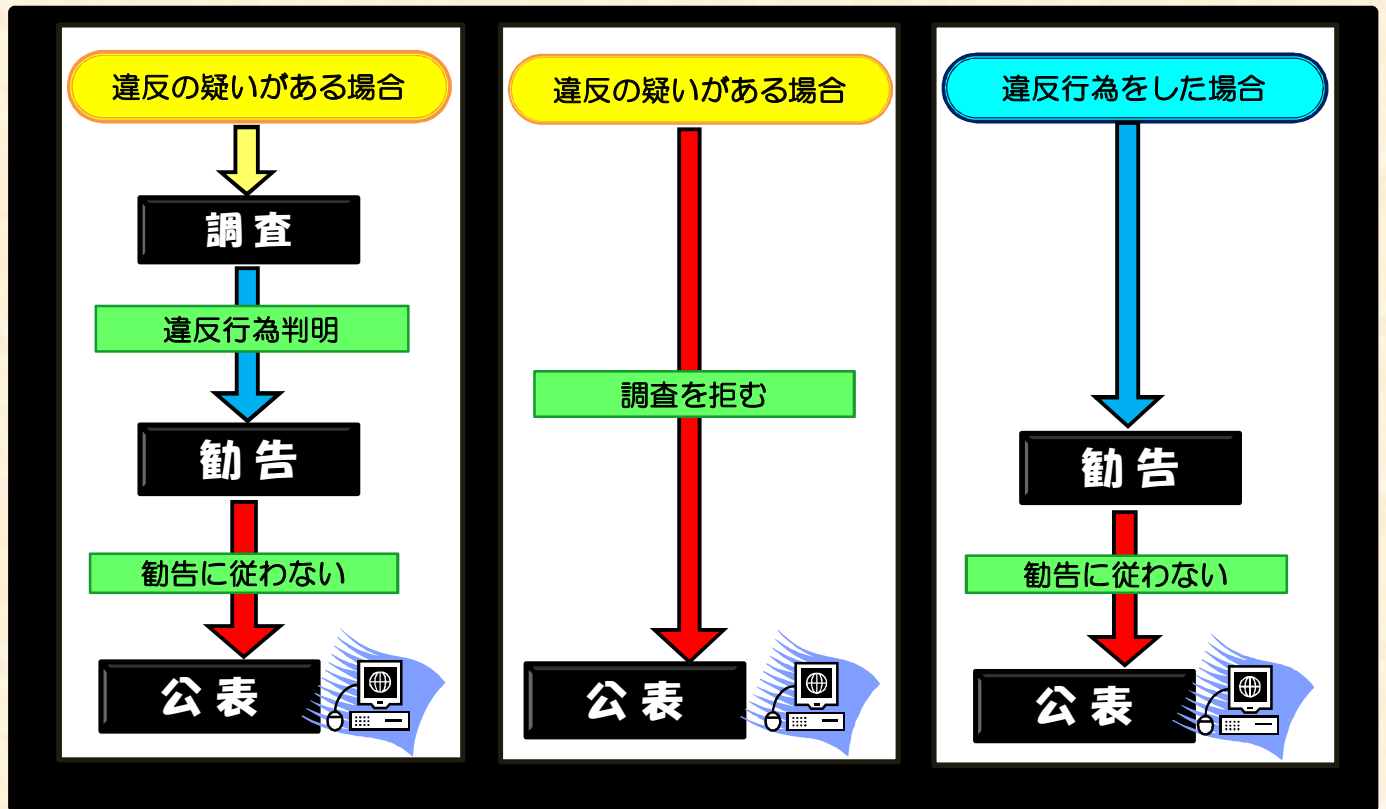
契約からの暴力団排除

事業者のみなさんをお願いします

- ① 契約書面に「**暴力団排除条項**」を導入するよう努めて下さい。
 - 事業者は暴力団員を契約の相手方としないこと
 - 契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者は催告（通知）することなく当該契約を解除できること
- ② 暴力団員と判明したときは、速やかに契約を解除するよう努めて下さい。

★暴力団員ではないことを確認するため、暴力団員ではない旨を書面で誓約させるよう努めてください。





暴力団のいない明るい島根を

平成23年4月1日、島根県暴力団排除条例が施行されました。県・警察・県民・事業者など、社会一体となって暴力団ゼロの島根県を目指すことが目的です。

違反した者に対する措置として、調査・勧告・公表や罰則が適用される条項があります。

詳しくは、島根県警察ホームページをご覧ください。

※ 暴力団に関するお問い合わせやご相談は・・・

- 島根県警察本部又は最寄りの警察署まで
島根県警察本部刑事部組織犯罪対策課
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1 (TEL 0852-26-0110)
- 暴力団相談電話
0852-21-9302 [年中無休、24時間対応]
- 島根県暴力追放県民センター(島根県庁第二分庁舎内)
0852-21-8938 [平日:9:00~17:00]

